

ロムロ外務長官からの書簡（仮訳）

2007年5月22日

2006年12月9日の安倍総理とグロリア・マカパガル・アロヨ大統領との二国間会談の際、バーゼル条約に従って、両国の国内法で定められ、また禁止される有害廃棄物は、日本からフィリピンに輸出されないとした安倍総理の発言に感謝を表します。

本書簡は、その趣旨を確認するとともに、日比経済連携協定における関連条文が、両国の既存の及び将来の法令や規則の下でのそのような措置の採用や実施を妨げないことを確認するものです。

日比経済連携協定における、有害廃棄物の取扱いにかかる懸念を払拭するために、日本側より本書簡に対する確認を頂ければ幸甚です。

比政府は、両国民の利益を実現するために、本協定の早期批准に向け努力いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

アルベルト G. ロムロ

麻生太郎日本国外務大臣閣下

麻生外務大臣からの書簡（仮訳）

2007年5月23日

2007年5月22日付貴長官からの書簡を確かに受領いたしました。

バーゼル条約に従って、両国の国内法で定められ、また禁止される有害廃棄物は、日本からフィリピンに輸出されないとした安倍総理の発言と意思、及び、日比経済連携協定における関連条文が、両国の既存の及び将来の法令や規則の下でのそのような措置の採用や実施を妨げないとの理解を確認いたします。

貴政府が日比経済連携協定発効のために必要な手続を早期に完了し、日比経済連携協定の共通の目的を達成し、両国関係が強化されることを希望します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

麻生太郎
日本国外務大臣

アルベルト G. ロムロ フィリピン共和国外務長官閣下